

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊小郡駐屯地
第 3 6 1 会計隊長 瀬川 清明

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S6910500030		6GJC1D30004 0001					
品名 または 件名							
☆みりん							
部品番号 または 規格							
C-19 酒税法で酒類に分類されるもの							
使 用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
99.00	LI						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
陸上自衛隊小郡駐屯地							
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和8年4月2日（木）～令和8年6月30日（火）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小郡駐屯地 第 3 6 1 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年3月12日（木）10時30分 陸上自衛隊小郡駐屯地図書室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 「令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」で九州・沖縄地域のA、B、C、D等級に格付けされている者であること。
- エ 契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請けについては認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りではない。

(2) 入札の方法

- ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。（郵便入札の場合は別示）
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント（軽減税率対象品目については8％）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
 - イ 落札者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (4) 入札の無効
- ア 入札参加資格のない者又は参加制限されている者が行った入札
 - イ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの
 - ウ 入札執行時刻に遅延した入札
 - エ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 契約書作成の要否
- ア 遅滞なく契約書を作成する。
 - イ 適用する契約条項
 - (ア) 「糧食品売買契約条項」
 - (イ) 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - (ウ) 「暴力団排除に関する特約条項」
 - (エ) 「単価契約に関する特約条項」
- (6) その他
- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、「入札及び契約心得」を確認し入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
 - イ 入札関係委任を受けた場合は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
 - ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、3月12日の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記担当まで電話連絡すること。
 - エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊小郡駐屯地第361会計隊契約班事務室及び
西部方面会計隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
 - オ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、「入札及び契約心得」を参照
 - カ 入札場所へのパソコン・タブレット・スマートフォン（画面サイズ6.8インチ以上の持込は禁止）
 - キ 同等品判定依頼書と見本品提出期限
令和8年3月4日（水）1200まで
- (7) 公告掲示場所
- 小郡駐屯地会計隊、西部方面会計隊ホームページ
- (8) 問い合わせ先
- ア 住所等
〒838-0141
福岡県小郡市小郡2277
TEL (FAX) 0942-72-3161
 - イ 入札に関すること
第361会計隊 契約班 担当 竹見 （内線347）
 - ウ 仕様（規格）等に関すること
小郡駐屯地業務隊 補給科糧食班 担当 平野 （内線339）

(令和8年度 第1四半期分)

納地：陸上自衛隊小郡駐屯地

[illegible]

「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。
また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

同等品判定依頼書

分任契約担当官
陸上自衛隊小郡駐屯地
第361会計隊長 瀬川 清明 殿

住 所
会 社 名
代表者名
営業担当

下記の応札（見積）品が調達要求物品と同等であることを判定願います。

記

品番	品名	規格	申請規格	備考

添付書類等：_____
(カタログ等諸元が判断可能なもの)

同等品判定結果通知書

令和 年 月 日

殿

分任契約担当官
陸上自衛隊小郡駐屯地
第361会計隊長 瀬川 清明

上記応札（見積）品について、次のとおり判定する。

承認する
判定：同等品として
承認しない

上記申請について、次のとおり確認した。

分任物品管理官等記入欄	要求元記入欄
要求元の所見を確認した。 確認年月日：	仕様及び物品番号・品名との適合を確認した結果 同等品として（認める,・認めない） 確認年月日： 確認者所属・階級・氏名：

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

糧 食 品 規 格 書

令和8年 4月 1日

陸上自衛隊 小郡駐屯地

規格書の使用及び糧食品納入についての注意事項

1 全般

本規格書は、陸上自衛隊小郡駐屯地において調達する糧食品について適用する。規格書に示されていない糧食品の規格及び細部要求すべき事項がある場合には、調達要求書(以下要求書という)で示す。

2 用語の定義

- (1) 本規格書で示す「市販品同等」とはデパート、スーパー及び一般店頭等で通常市販されているもののうち、品質、規格が同等のものをいう。
- (2) 本規格書で示す「〇〇同等品」とあるはそのもの又は、同一規格(同一メーカー製造)のものをいう。
- (3) 規格書、公告、入札書、見積依頼書、発注書等で“〇〇g”とあるものは、上下5%以内であり粒形状を揃えたもの。
- (4) 規格書、公告、入札書、見積依頼書、発注書等で“〇〇g程度”とあるものは上下10%以内のものとし、努めて粒形状を揃えたもの。
- (5) 本規格書で示す保存食には(原材料等)と(調理済み食品)とがある。
- (6) 保存食(原材料等)とは、裁断、加熱等の処理を行う前の食材・調味料等で、納入された状態のものをいい、果実類を含む。
- (7) 保存食の内、納入状態のまま無処置で食する(食事として給する)もの(個人用レトルト、缶詰食品等を除く)弁当、調理しない食材及び袋入りパン、乳飲料類等は、業者で保存食を保管している場合についても保存食を提出する。

3 保存食、抜取り検査用の提出要領

種類	数量等	提出先	要領
個数納品 するもの	1個 保存食用 (原材料等)	医務室	清潔なビニール袋 に個別包装する
	1個 保存食用 (調理済み食品)	糧食班	
	1個 抜取検査用		
個数納品 しないもの	50g程度	医務室	清潔なビニール袋 に個別包装する
	50g程度	糧食班	

- (1) 納品数量とは別に提出すること。
- (2) 数量が少量である場合や個別包装ができない場合は、量、提出要領について医務室及び糧食班と調整するものとする。

4 食品衛生検査

- (1) 納入する糧食品は食品衛生管理官による衛生検査を実施する。
- (2) 食品衛生法及び関係法（省）令の適用を受けるものの表示については特に厳守的確な表示がなされていること。

5 受領検査

- (1) 納品時の受領検査は本規格書並びに発注書、入札書により規格・数量・品質の検査を実施する。
- (2) 上記検査に合格しなかった場合及び耐久品（缶詰類等）で開封後に品質の低下が確認された場合は業者の責任において速やかに交換するものとする。
- (3) 品質に疑義が生じた場合は、納入業者にその旨を通報した後、公的機関に検査を依頼する。この際、経費は全額業者負担とする。

6 納入要領

- (1) 納入時間は通常 0830～1200 の間とし、納入時間を別に示す場合は発注書による。
- (2) 納入品は食品衛生管理官（駐屯地医務室）の衛生検査を受け合格したものとする。
- (3) 納入場所は特に示す場合を除き駐屯地検収場とする。
- (4) 納入にあたっては、納入業者は必ず立会すること。ただし、これが不可能な場合は事前に調整し官側の許可を得ること。
- (5) 納入時は受領検査官の指示により専用容器等へ移しかえること。又ダンボール等の梱包材は持ち帰ること。

7 その他の注意事項

- (1) 納入する糧食品は賞味期限、規格、等級等が正確に表示されたもの又は証明できるものであること。
- (2) 生鮮品の納入にあたっては、発注書の使用日を確認し十分な消費期限・鮮度を有すること。
- (3) 耐久品の納入にあたっては製造後速やかに納入するか、賞味期限を十分に残した状態で納入すること。賞味期限の表示を省略できる食品については、製造

後1年以内のものとする。この際要求書で製造年月日の明記を指示する場合がある。

- (4) 納入容器については、食品衛生上問題ないものを使用し清潔に努めること。
- (5) 納入の際は、適切な温度管理により運搬時等の品質低下防止に努めること。
適切な温度管理とは大量調理施設衛生管理マニュアルを基準とする。
(厚生労働省 平成9年3月24日付衛食第85号別添)
- (6) 調理加工品については、栄養成分表並びに構成成分表を提出すること。
- (7) 入札書に○印をつけたものは、入札公告に示す日に見本を提出すること。
- (8) 「○○同等品」とは品質・規格が○○製の商品と同等品以上のものをいう。同等品として入札しようとする場合は、入札する食品に同等品申請書と成分分析表を添えて、入札公告に示す日に提出すること。合格した場合にのみ、入札が可能となる。同等品として認めた食品について入札に必要な事項は通知する。
- (9) 本規格書の規格等について不明な場合は官側に問い合わせるものとする。
- (10) 本表に示さない規格については、入札時にその都度示す。
- (11) 納入業者は信義・誠意を旨とし、商慣習に従い良心的に納入を行うものとする。

畜産類共通規格

1 豚肉・牛肉・羊肉

- (1) と畜場法による合格品であること。
- (2) それぞれの品種に応じた特有の香りを有し、異味・異臭を認めないこと。
- (3) 冷凍品は、乾燥・変色・異物の混入が無いもの。
- (4) 外装の箱の側面に品名・賞味期限等表示すること。
- (5) 切り方等示された形で納入し、1kg程度に小分けし、衛生的な容器で納入すること。

2 鶏肉

- (1) 食肉用として飼育された若鶏であること。
- (2) 固有の新鮮な色沢・香気・弾力があり、肉質が柔らかいこと。
- (3) 特に示すほかは、急速冷凍品で冷凍による乾燥、変色等が無いもの。
- (4) 外装の箱の側面に品名・賞味期限等表示すること。
- (5) 規格等については食鶏小売規格による。
- (6) 国産を基準とする。
- (7) 切り方等示された形で納入し、1kg程度に小分けし、衛生的な容器で納入すること。

3 卵類

食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について
(平成一〇年一月二五日) (生衛発第一六七四号) にもとづく表示基準による。

番 号	単位	品 名	規 格
E-1	kg	豚 ロ ー ス ト ン カ ツ 用	1 国産 100g 2 筋きり かぶりなし
E-2	kg	豚 バ ラ 肉	1 脂肪混入度30%以下 2 国産 2mmスライス
E-3	kg	豚 ス ペ ア リ ブ	国産 80g
E-4	kg	豚 骨	頭部・つま先を除いたもの
E-5	kg	豚 ひ き 肉	1 うで一度挽き 2 肉7：脂3
E-6	kg	豚 ヒ レ 肉	1 デンマーク産 2 脂肪除去後 30gカット
E-7	kg	豚味付ホルモン	1kg入り
E-8	kg	豚 肩 ロ ー ス	ポークカラー 3mmスライス
E-9	kg	豚 も も 肉	1 脂肪の厚さ8mm以内 2 切り方は要求書で示す
E-10	kg	豚 肩 肉	脂肪の厚さ1.0cm以内 4mmスライス
E-11	kg	牛 バ ラ 肉	1 国産前バラ USプライム 2 脂肪混入30%以下 3 切り方は要求書で示す
E-12	kg	牛 ホ ル モ ン	部位は要求書で示す
E-13	kg	牛味付ホルモン	1kg入り
E-14	kg	牛 す じ 肉	1 引き筋 2 2cmカット

番 号	単位	品 名	規 格
E－１５	kg	牛チャックロール	3 mmスライス
E－１６	kg	牛ももスライス	1 オーストラリア産 トップサイド 2 2 mmスライス
E－１７	kg	牛 ロ ー ス	1 オーストラリア産 キューブロール 2 切り方は要求書で示す
E－１８	kg	牛 ヒ レ 肉	1 オーストラリア産または国産 2 重量は要求書で示す
E－１９	kg	牛 脂	2 cm角切り
E－２０	kg	国産牛もも肉	2 mmスライス
E－２１	kg	牛 す ね 肉	生 2 cmカット
E－２２	kg	牛 肝	新鮮なもの
E－２３	kg	牛 カ ル ビ	焼肉用 4 mmスライス
E－２４	kg	牛骨付きカルビ	1 枚 5 0 g カット
E－２５	kg	牛 さ が り 肉	焼肉用 4 mmスライス
E－２６	kg	牛 ひ き 肉	1 オーストラリア産シルバーサイド一度挽き 2 肉 8 : 脂 2
E－２７	kg	鶏 胸 肉 切 り 身	1 チルド 2 3 0 g カット
E－２８	kg	鶏 も も 正 肉	1 チルド 2 1 枚 2 0 0 ～ 2 5 0 g 程度
E－２９	kg	鶏 胸 正 肉	チルド
E－３０	kg	鶏 さ さ み	1 1 個 5 0 g 程度 2 生 すじとりして納入
E－３１	個	鶏 手 羽 元	1 チルド 2 1 個 7 0 g 程度
E－３２	個	鶏 手 羽 先	1 冷凍 2 1 個 6 0 g 程度
E－３３	kg	鶏 ぶ つ 切 り	1 生もも肉 2 3 0 g カット
E－３４	kg	鶏 肝	1 心臓 肝臓 脾臓 2 新鮮で変質なきもの
E－３５	kg	鶏 砂 肝	新鮮で変質なきもの
E－３６	kg	鶏骨付きもも肉	生、1 本 1 8 0 g ～ 2 0 g 単位で大きさはその都度示す
E－３７	kg	鶏 骨	1 “こ肉”を除去した骨 2 足首を除去したもの
E－３８	kg	羊 肉	ラムロール
E－３９	kg	か も 骨 抜 き 肉	1 鮮度良好なもの 2 4 mmスライス 3 真空包装

番 号	単位	品 名	規 格
E－４０	kg	豚 ベ ー コ ン	1 スライスして納入 2 部位バラ 3 ５００g真空
E－４１	kg	ロ ー ス ハ ム A	1 J A S表示品 2 １枚２０gにスライスして納入
		ロ ー ス ハ ム B	スライス ５００g真空
E－４２	kg	チ ャ ー シ ュ ー ス ラ イ ス	スライス５００g４４枚入り
E－４３	kg	荒 挽 き ウ イ ン ナ ー	1 上級J A S規格商品 2 １本１８g程度 3 豚肉１００％、天然羊腸使用
E－４４	kg	フランクフルト	1 J A S表示品 2 細部は要求書で示す
E－４５	kg	ソ フ ト サ ラ ミ ソーセージ	1 J A S表示品 2 細部は要求書で示す
E－４６	kg	鶏 ひ き 肉	1 チルド、冷凍はその都度示す 2 むね身 一度挽き
E－４７	kg	鶏 卵	1 産卵後３日以内のもの 2 生食用の鶏の殻付き卵 3 生食用の表示、消費期限または品質保持期限表示
E－４８	kg	う ず ら 卵	1 産卵後３日以内のもの 2 外箱に賞味期限表示
E－４９	パック	と ろ り 半 熟 卵	1 キューピー同等品 2 １０個入り
E－５０	袋	鶏 卵 水 煮	1 １０個入りパック 2 ５００g程度
E－５１	個	冷 凍 液 卵	1 １kg入り 2 キューピー調理用HV No.3または サンホーム同等品